

特別職報酬等審議会会議要旨

1. 日 時 令和 2 年 1 月 10 日（金） 午後 2 時 00 分～午後 4 時 00 分
2. 場 所 仮本庁舎 4 階 第 1 委員会室
3. 出席委員
会 長 田口 安克 副会長 瀧上 信光
委 員 大野 京子 委 員 川村 延彦
委 員 塩田 喜美子 委 員 芝田 康雄
委 員 滝沢 晶次 委 員 知久 有美
委 員 藤井 丈 委 員 松丸 陽輔
委 員 光岡 勝恵
4. 欠席委員
委 員 後藤 晃司 委 員 竹本 礼一
委 員 塚本 福二 委 員 中田 和典
5. 事務局 大津総務部長 吉田職員課長 遠山職員課主幹
6. 提出資料
資料 3 7 特別職の報酬等を決定する際の考え方等の整理について
資料 3 8 本審議会におけるこれまでの審議内容の整理について
資料 3 9 特別職の地域手当支給状況について

7. 会議概要

田口会長

只今より、第 7 回市川市特別職報酬等審議会を開催いたします。

それでは、「会議次第」に沿って審議会を進めてまいります。

始めに、次第の「2 会議公開等について」を議題といたします。

本日の会議内容につきましては、後ほど事務局から説明がありますが、個人情報に該当するような資料や説明はないということですので、非公開とする事項はありません。

この場合、会議は公開することとなっております。

したがいまして、本日の会議は公開としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 全員賛成 —

田口会長

それでは、本日の会議は「公開」といたします。

続きまして、第 6 回の会議録について配布させていただきましたので、ご確認いただき、修正等がある場合は事務局の方までご連絡ください。

田口会長

議事に入る前に今後の日程を確認させていただきますと、これまで我々の任期でもある 7 月建議に向けて審議を進めて参りましたが、残る審議も 3 月と 5 月の 2 回ということになりました。次回 3 月の審議の際には、皆様からの意見集約をさせていただく予定ですので、本日の審議では、再度考え方や審議内容の整理をさせていただくための資料を用意させていただいております。

それでは会議次第「3 議事」に入りたいと思いますが、始めに事務局の方から説明を求めます。事務局、お願いします。

事務局

本日お配りしている資料につきまして、事務局からご説明させていただきます。
(資料 3 7 から資料 3 9 の説明)

田口会長

資料 3 7 から資料 3 9 までの説明で何かご意見やご質問がございましたら、挙手の上
お願いいたします。

瀧上副会長

市川市における特別職の報酬は、教育長を除いて平成 19 年に現在の水準になり、そのまま今日まで引き継いでいる状況ですが、平成 19 年以降の国家公務員の改定推移や他団体との均衡を考慮し、改定する必要があるかどうかを整理する考え方があるのではないかと思います。

また、2 年前に出した前回の建議の中では、現行のまま据え置くという結論に至りましたが、前回の建議を出すに至った要素が、この 2 年でどう変化したのかを考える事が今回の建議を出す上でのヒントになるのではないかと思います。

この 2 年間で市長交代や消費増税などがありましたが、前回とは異なった結論を出すに値する要素があったのかどうか整理をした上で、今回の建議にむけて整理していければと思います。あくまで意見ということで述べさせていただきました。

田口会長

ありがとうございました。

前回は他団体との均衡や財政状況を考慮し、据え置きという建議を出しましたが、副会長のおっしゃる通り、2 年前と比較してどう変化してきたのかをまとめることができればみなさんも考えやすいのではないかと思います。

市の財政事情は 2 年前と比較していかがでしょうか。

事務局

市川市では現在、来年度の予算編成を行っておりますが、財政的需要の高まりを受け、優先順位を定め多くの施策を実施していることもあり、なかなか予算が付かない事業もあるようですので、財政的には比較的厳しい状況にあるようです。

瀧上副会長

消費増税に伴って地方消費税交付金の配分が増えることになるかと思いますが、現在市川市が置かれている、地方交付税の不交付団体という位置づけに変化は起きるのでしょうか。

事務局

来年度も市川市が地方交付税の不交付団体になるかどうかについて、現在はまだわかりませんが、不交付団体を決定する基準となる財政力指数について、1を超える数字であれば不交付団体となる所、平成30年は単年度で1.078という数字でしたので、このままでは来年度も不交付団体となるのではないかと思います。

瀧上副会長

つまり財政状況は大きく変わらないということによろしいでしょうか。

事務局

はいそうなります。

A 委員

資料37の中にある、特別職の報酬等の決定方法に係る国からの通知について、約50年前に出された通知文が参考として記載されておりますが、50年前と現在では市民感情や特別職の方々の在り方も変化しているように思うのですが、この通知の位置付けについて説明していただいてもよろしいでしょうか。

事務局

国からの通知というものはあくまで技術的助言という性質であるため、強制力はありませんが、当時は従うべきものとして考えられておりました。

田口会長

つまり現在では参考的な位置づけということによろしいですか。

事務局

はいそうなります。

瀧上副会長

地方自治法制定当時は、特別職も一般職と同様に生活給的な考え方に基づいて支給をしているような背景がありましたので、法律上の性質と運用上の実情を是正する目的として改めて通知を出したという歴史があります。

A 委員

ありがとうございました。

B 委員

資料 3 7 特別職の報酬等についての通知文の中に「個々具体的に住民の前に明示するよう」とありますが、現在広報いちかわ等で市長の年収等を掲載して周知しているのですか。

事務局

毎年 12 月頃発行の広報いちかわ紙面上にて市長の年収等について掲載しており、また市のホームページ上にも掲載し市民の皆様へ公表しております。

B 委員

一般の市民目線で考えますと、報酬月額についてはすぐに理解できるのですが、その他の各種手当を含んだ年収については計算式が難しくわかりづらいため、もっとわかりやすく周知していただければと思います。

田口会長

市民感情をもっと尊重し、わかりやすい情報提供をお願いしたいということでしょうか。

B 委員

はいおっしゃるとおりです。

C 委員

報酬額決定にあたってはしっかりした根拠というものが重要になると思いますので、私は市民感情というものは定量的でないことから、根拠として評価することは難しいのではないかと考えております。

ですから感情に流されるのではなく、裏付けのあるデータを根拠に意見をまとめる方がよいのではないのでしょうか。

瀧上副会長

感情的な部分については全く考慮しないわけではありませんが、本審議会の役割というものは、客観的なデータに基づいて結論を出すことだと私も思います。

C 委員

類似団体との比較と市川市独自の状況、2つの要素を分けて提示して考えていく道筋が正しいのではないかと思います。

D 委員

市民の皆さんは特別職の方々に対して様々な感情をお持ちだと思いますが、私個人としては、感情的な判断ではなく客観的データを根拠に妥当だと思われる判断をしたいと考えております。

田口会長

他にご意見やご質問がある方はいらっしゃいますか。

E 委員

地域手当についてお伺いしたいのですが、地域手当の意味についてももう少し詳しく説明していただいてもよろしいでしょうか。

事務局

地方公務員の給与は国家公務員の給与水準に基づいて決定しているところですが、そもそも国家公務員の俸給表というものは、日本で最も賃金水準の低い地域をベースに設定されており、地域による賃金格差を調整する目的で地域手当が支給されております。

市川市の給料表も国家公務員の俸給表に基づいた水準となっているため、12%の地域手当を支給しているところですが、特別職については一般職の給与とは性格を異にするとの自治省通知もございますので、特別職の地域手当を加味した金額で報酬月額を設定している自治体も一定数ございます。

E 委員

以前から市川市では報酬月額に地域手当を加算する方法を取っているのですか。

事務局

以前は地域手当ではなく調整手当という名称でしたが、現在と同様報酬月額に加算する方法を取っております。

E 委員

ありがとうございます。

もう1点お聞きしたいのですが、資料37について、なぜ今回このタイミングで配布することになったのですか。

田口会長

建議に向けて意見を集約するにあたり、考え方の原点を確認し皆様と共有したいと考えまして、私の方から事務局へ要望した資料になりますので、今回このタイミングで配布させていただきました。

E 委員

わかりました。ありがとうございます。

F 委員

私個人としては地域手当と期末手当を含めるすべての手当を本審議会の審議対象にしたいと思いました。

瀧上副会長

自治体ごとに判断しているため対応は様々ですが、市川市における特別職の期末手当支給率は一般職に準じた支給率となっているため、人事院による引き上げ勧告の影響を受け、結果として今回支給率が引き上げられております。

また、地域手当についても、市川市は一般職に準じた支給率となっておりますので、これらの手当の内容を加味した上で判断するという事には賛成ですが、直接審議対象にはならないのではないのでしょうか。

C 委員

地域手当について審議し決定しているのは市議会になりますか。

事務局

はい、おっしゃる通り市民の代表である市議会において条例が議決され、決定しております。

F 委員

つまり市議会が決めた地域手当や期末手当の内容を踏まえて、報酬月額について意見を交わし審議をするということですね。

田口会長

はいそうですね。

G 委員

今回の資料の中に、参考として内閣総理大臣の報酬について記載がありますが、総理大臣の報酬について審議している組織もあるのでしょうか。

事務局

常設ではないようですが、有事の際に内閣総理大臣や国務大臣等の報酬について議論する会議体が設置されたことがあるようです。

G 委員

ありがとうございました。

田口会長

他にご意見やご質問もないようですので、事務局から事務連絡として、今後の審議会の日程と審議内容について説明していただければと思います。

次回は建議に向けた意見集約を主な議題として開催させていただきたいと思います。

事務局

次回の会議については、令和2年3月27日（金）14時開催を予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

開催場所につきましては、決まり次第ご連絡させていただきます。

事務局からは以上でございます。

田口会長

次回開催に向けて、事前に皆様から意見をお伺いさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、第7回市川市特別職報酬等審議会を閉会いたします。

皆様、どうもお疲れ様でした。

— 閉会 —